

2024年2月21日

会員各位

(一社)CB工法協会

フィットテスト実施について

溶接ヒュームが特化則の特定化学物質第2類物質に指定され、金属アーク溶接作業等を行う作業場では、特定化学作業主任者の選任、溶接作業での作業環境測定、健康診断の実施、適切な呼吸用保護具の選定・着用等の措置が求められます。適切な呼吸用保護具の選定・着用等の措置とはフィットテストのことです。

そのため弊会では、2024年3月1日からフィットテストを実施致します。

フィットテストは、JIS T 8150に準拠し、1年以内ごとに1回、定期に実施し、3年間の記録を保管する必要があります。

フィットテスト費用（税別）

○新規テスト費用 12,000円/人※（サンプリングアダプター費用は別途）

○継続テスト費用 12,000円/人※（サンプリングアダプター費用は別途）

※呼吸用保護具は、持参してください。

サンプリングアダプターは使用する呼吸用保護具の型式毎に種類が異なります。

サンプリングアダプターが必要な場合はご用意ください。

- ・フィットテストに合格した場合、フィットテスト実施記録証を発行します。
- ・フィットテスト実施記録証は、書類とカードを発行します。
- ・カードのフィットテスト実施記録証には、直近3年間分の記録を記載します。

フィットテスト実施記録証	
記録管理番号	0001
氏名	〇〇〇〇
所属会社	株式会社〇〇〇〇
確認日時	2024年4月11日
呼吸用保護具	メーカー 型式 サイズ
装備可否結果	合格 フィットファクタ100
計測機器	メーカー 型式
一般社団法人CB工法協会 JIS T 8150 準拠	

フィットテスト実施記録証 表側

フィットテスト実施記録証	
<small>本記録証はフィットテスト実施記録を証明するために発行したものである。表記した作業用保護具を使用するときは、1年以内ごとに1回、定期的に、フィットテストを行って面体と顔面の密着性を定量的に測定し、適切に装着されていることを確認しなければならぬ。記録保管期間は3年間とする。</small>	
フィットテスト実施日	2022年4月1日
保護具 メーカー	◆◆◆株式会社
型式 サイズ	1234 Mサイズ
可否結果	合格
計測機器 メーカー	
型式	
フィットテスト実施日	2023年4月1日
保護具 メーカー	◆◆◆株式会社
型式 サイズ	1234 Mサイズ
可否結果	合格
計測機器 メーカー	
型式	
<small>一般社団法人CB工法協会 愛知県名古屋市中区東三丁目170 番一 4F 401/401 TEL: 052-778-2673 FAX: 052-778-2069 フィットテスト実施者 〇〇〇〇</small>	

フィットテスト実施記録証 裏側

記載内容

- (1) 記録管理番号
- (2) 氏名 (特徴 眼鏡 髭等)
- (3) 所属会社
- (4) 確認日時
- (5) 呼吸用保護具 (メーカー・型式・サイズ)
- (6) 装備可否結果 (フィットテストの結果)
- (7) 計測機器 (メーカー・型式)
- (8) フィットテスト実施者

解説

2022年2月24日、2022年5月31日の安衛法政省令の改正により、自律的な管理を基軸とした新たな化学物質の管理が導入されました。それにより以下の内容が規定され推進されることとなりました。

- ①化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- ②化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- ③特化則等に基づく措置の柔軟化及び強化
- ④がん等の遅発性の疾病の把握強化とデータの長期保存
- ⑤化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

1. 特定化学物質としての規制

(1) 屋外・屋内にかかわらず金属アーク溶接等作業を行う場合には以下の措置が必要

- ①有効な呼吸用保護具の使用
- ②特定化学物質作業主任者の選任
- ③特殊健康診断の実施等
- ④その他の必要な措置

(2) 屋内作業場で金属アーク溶接作業を行う場合

- ①全体換気装置による換気等
- ②不浸透性の床の設置

(3) 継続して屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合

- ①溶接ヒュームの濃度測定、全体換気量の測定呼吸用保護具の選定
- ②フィットテストの実施

選択した呼吸用保護具を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期的に、以下のようにフィットテストを行って面体と顔面の密着性を定量的に測定し、適切に装着されていることを確認しなければならない。

フィットテスト実施は、JIS T 8150による。

フィットファクタの数値が要求フィットファクタを上回っているかを確認する。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度}}$$

要求フィットファクタ 全面形面体を有するもの500

半面形面体を有するもの100

③ JIS T 8150の記録保管内容（記録期間は3年間）

- (ア) 確認を受けた者の氏名
- (イ) 確認の日時
- (ウ) 装備の良否
- (エ) 委託した場合受託者

2. 金属アーク溶接等作業に係る措置

(1) 特定化学物質障害予防規則 第38条の21

金属アーク溶接等作業とは、以下のことをいいます。

- ①金属をアーク溶接する作業（屋内外の両方が該当します。）
- ②アークを用いて金属を溶断、またはガウジングする作業
- ③その他溶接ヒュームを製造、または取り扱う作業

(2) 事業者が必要になる措置（選任された者の作業内容は記載していません。）

- ①化学物質管理者の選任による化学物質の管理
- ②保護具着用管理責任者の選任による保護具の管理
- ③特定化学物質作業主任者の選任（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者の選任）
- ④特定健康診断（特定化学物質健康診断）の実施等（特化則第39条～42条）
- ⑤特定化学物質健康診断結果報告の労働基準監督署長への提出
- ⑥じん肺健康診断の実施
- ⑦5年間の健康診断結果の保管
- ⑧その他の必要な措置
- ⑨屋内作業を行う場合は、溶接ヒュームの濃度測定と全体換気量の調節、呼吸用保護具の選定。
- ⑩フィットテストの実施（特化則第38条の21第9項）

(3) フィットテストの必要性

- ①特定化学物質としての規制で、**継続して屋内作業場※**で金属アーク溶接等作業を行う場合に必要となります。

※継続して屋内作業場とは、溶接を練習するためのスペースが該当。（労働基準監督署に確認）

- ②屋外・屋内にかかわらず金属アーク溶接等作業を行う場合には有効な呼吸用保護具の使用が必要となるため、保護具の選定根拠として必要になる場合があります。

アーク溶接作業については特別の発散防止の改善例はなく、適切な保護具の選定と装着が必要になります。また、全体換気装置による換気の実施またはプッシュプル式換気および局所排気など、労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じることが必要です。

(4) 罰則規定

事業者が必要な措置を怠ると、労働安全衛生法119条の罰則規定（6か月以下の懲役または50万円以下の罰金）が科せられます。